

愛媛県出資法人点検評価部会 平成 21 年度第 1 回部会 議事概要

日 時	平成 21 年 10 月 16 日 (金) 13:30 ~ 14:30
場 所	県議会議事堂 4 階 文教警察委員会室
出 席 者	
〔委 員〕	武士末部会長、岡本委員、黒田委員、妹尾委員、橋本委員、松本委員 (6 名)
〔事 務 局〕	総務部長、新行政推進局長、行政システム改革課長、同課長補佐 ほか

《 開 会 》

・ 総務部長あいさつ

・ 部会長あいさつ

・ 議 事

(1) 21 年度点検評価の進め方等について

【武士末部会長】

それでは、議事に入ります。

まず、今回は、21 年度最初の会議でもありますことから、今年度の点検評価の進め方等について、事務局から説明願います。

資料1により、事務局から説明

【武士末部会長】

ただ今の説明に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

特にないようでしたら、事務局説明のとおりとさせていただきます。

(2) 21 年度 1 次評価結果等について

【武士末部会長】

次に、21 年度の 1 次評価結果等について、事務局から説明をお願いします。

資料2により、事務局から説明

【武士末部会長】

ありがとうございました。ただ今事務局から説明のあった各法人の1次評価結果等に関し、何かご意見等はございませんでしょうか。

水産振興基金と栽培漁業基金についての統合の問題ですが、23年度中という説明でしたが、大体その見込みでいけそうでしょうか。

【事務局】

統合に向けた方向性をある程度定めて、その方向に向かって準備を進めるというふうに聞いております。

【武士末部会長】

分かりました。

これから具体的な作業の中で、各委員の皆様からはご意見をいただきたいと思えます。

(3) 出資法人改革実施計画における公益法人制度改革対応について

【武士末部会長】

では3番目の出資法人改革実施計画における公益法人制度改革への対応について、事務局から説明をお願いします。

資料3により、事務局から報告

【武士末部会長】

公益法人制度改革への対応ということで、今後この部会で中身を聞いていく中で、皆様にもそれなりの認識を持っておいていただかなければなりません。

私からは3点確認させていただきたいと思えます。

まず1点目は、新聞等で見ましたら、県下の公益法人の公益認定の申請は0ということでしたが、今の状況、見込みはどうなっているか、ということです。

2点目は、改革プランの25法人の中に、公益法人制度改革において公益法人の解散要件に該当するような法人はないのか、ということです。

それから3点目は、会計監査人を必要とする要件はどういうもので、改革プランの25法人の中にその要件に該当する法人があるのか、ということです。この3点についてご説明いただいたらと思えます。

【事務局】

まず1点目の公益認定の申請状況ですが、まだ申請はないと聞いております。

2点目の解散要件に該当する法人がないか、ということにつきましては、ほとんどの法人が該当しないと思われませんが、純資産が300万円未満の状態が2年間続きますと解散ということになってしまいます。

3点目の会計監査人の設置につきましては、収益の額が1千億円未満、費用及び損失の合計額が1千億円未満、負債の額が50億円未満、この全ての要件を満たす場合は会計監査人の設置が義務付けられないこととなっております。現在のところ、会計監査人を設置しなければならないのは、負債の額が50億円を超えている、産業振興財団のみです。

補足で公益認定の現状を申し上げますと、県では愛媛県公益認定等審議会を設置しまして、県が所管する公益法人が新しい公益財団法人等の認定を受けたいというときに審査を行う体制を整えているところです。先日一部報道されましたが、公益認定の動きが鈍く、申請が1件もない県もあるということで、愛媛県もその中の一つということになっています。県では相談会等を行っており、関心は高いのですが、公益認定の要件の基準がかなり高いので、その基準を充たすだけの体制が整うかどうか、その検討に時間を要しているようです。

また、各県にそれぞれあるような全国的な団体においては、全国団体の方針を待つような動きもありまして、様子を見つつ勉強されている状況です。これから、公益認定の要件をよく勘案しつつ、その財団法人等が進むべき方向性と照らし合わせながら、公益となるのか一般となるのかという検討を進めることとなりますので、検討期間を要する状況のようです。

【武士末部会長】

私の方からも補足しますと、公益認定を受けると受けないと一番大きな違いは、基本財産の受取利息に源泉税がかかるか、かからないかということだと思います。公益認定を受けると源泉税がかかりませんが、一般になるとかかるわけです。法人にとってかなりの財政的な影響が出ると思います。

公益認定のハードルはかなり厳しく、今後部会で、法人としてどういう方向性を考えているのか、それを確認し、きちんと対応できるようにしてほしいというアドバイスをしたいと考えていますので、法人においてもそういう確認、方向付けをしてほしいと思います。委員の皆さんからも、そのようなアドバイスをお願いできたらと思っております。

(4) その他報告事項

【武士末部会長】

では最後に、その他事項として、事務局から報告があるとのことですので、よろしく申し上げます。

参考資料(20 年度包括外部監査の結果報告書(抜粋))により、事務局から報告

【武士末部会長】

ご報告ありがとうございました。以上で予定していた議事は終了しましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

では、私の方から気がついたことを申し上げたいと思います。

各法人の決算書を見ましたが、前年度と比べてかなりきれいになってきています。情報公開の時代ですから、極力間違いのない正確な情報、決められたものはきちんと作るということを今後も進めていってほしいと思います。

それから基本財産の運用については、ほとんどの法人が国債で行っているようです。公金ですから、安全な運用でお願いしたいと思います。公金を運用している以上、儲ける必要はありませんが、大幅な損をするリスクは避けなければなりません。包括外部監査人の意見が新聞にも取り上げられ、5%での運用も可能との報道がありました。1.3 から 1.5%程度が通常の利回りかと思えますし、そのように皆さんもご認識いただいていると思います。

【事務局】

ご指摘ありがとうございます。県として、この改革プランで各法人の情報公開を推進する、その基礎となるのが決算書ですから、点検評価の内容とあわせて、厳しいご指摘が法人に届きまして、決算書類の改善につながったものと思います。また、今後の公益法人制度改革に対応するためには、決算書類や組織体制をしっかりとするのが当然のことであると思えますので、法人におきましては、より一層細かな内容を含めまして、正確な決算書類の作成等にあたっていただきたいと思います。

それから、基金の運用につきましては、平成 13 年度にアルゼンチン債がデフォルトを起こしました。その当時、外債運用が広がっておりまして、アルゼンチン債を運用していた一部法人が、公金である基金を毀損したことがありました。それ以降、県では安全かつ確実な運用を徹底してきているところです。

ただ、一方ではこれだけ厳しい経済情勢と超低金利の中で、財団法人等も公益活動のためにできるかぎり有利な運用を、という考えもあるところですし、そういった観点から、外部監査人からもご指摘をいただいたところです。

できるかぎり有利な運用を、という考えも当然のことではありますが、公金を使っての運用ですので、安全かつ確実なものにする必要があります。新しい公益法人制度においては、評価損が出ると是正措置もあるという制度になりますので、新しい公益法人制度改革に対応するという意味でも、基金の運用のあり方についてはより一層厳格に考え、その中でのより有利な運用ということを追及していただきたいと思います。

【武士末部会長】

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成 21 年度第 1 回の点検評価部会を終了します。

《 閉 会 》